第４号様式（第４条関係）

その３

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）  次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。  　　令和　　　年　　月　　日  令和　　　年　　月　　日　執行　（　町長　・　町議会議員　）選挙  候補者　氏名　　　　　　　　　　　印  記   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 運転手の氏名及び住所 |  | | | 雇用年月日 | 報酬の額 | 備　　　　　考 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  |   備考１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出すること。  　　２　運転手が錦江町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。  　　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、錦江町に支払を請求することはできません。  　　４　公費負担額の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円です。  　　５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定した１人のみについて記載すること。  　　６　候補者の指定した運転手以外の運転手は、錦江町に支払を請求することはできません。 |